⒀　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⒁　施工計画書のヒアリングを必要に応じて行う。
⒂　施工体制確認のためのヒアリング及びヒアリングに際して追加資料の提出を必要に応じて行う。
⒃　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒄　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒅　本案件は、資料提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
⒆　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideo Tokuyama, Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Kurikoma-sankei Tsukinokidaira-chiku Sabouentei
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 23 July 2012
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system 4 : 00 P.M. 7 September 2012 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 7 September 2012 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 7 September 2012)
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 9―15 Futsukamachi Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2531

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年７月６日
支出負担行為担当官
九州地方整備局長　吉崎　　収
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

○第１号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　鶴田ダム発電取水管製作据付工事
⑶　工事場所　鹿児島県薩摩郡さつま町神子地内
⑷　工事内容
取水管（管径φ5.2～φ4.8m）２条　製作・据付
既設発電取水設備（ゲート・スクリーン・取水管）１式　撤去
⑸　工期　契約締結の翌日から平成28年３月31日まで
⑹　使用する主要な資機材
鋼材：約490ｔ
⑺　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事のうち、品質確保の為の体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
⑼　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。
⑽　本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。
⑾　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
また、実施方針については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
⑿　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合で、次の事項に該当する場合は、構成員全てに入札説明書４．⑸に定める技術者とは別に、入札説明書４．⑸に定める要件と同一の要件（入札説明書４．⑸②なお書きに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で現場に配置することとする。
・九州地方整備局の発注した機械設備工事のうち、平成20年４月１日以降に完成した工事がある場合、工事成績評定通知書の評定点の平均が75点未満の場合。
⒀　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助並びに安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。なお、モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。
⒁　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、ビデオ撮影により不可視部分の出来形管理を行うものとする。
なお、ビデオ撮影した映像については、監督職員へ提出するものとする。
⒂　本工事は、契約締結後に施工方法等を勘案の上、施工者自らが詳細な設計を実施する、一般競争入札（詳細設計付方式）の試行工事である。
⒃　本工事は、発注者が競争参加資格確認申請書を提出した者から、本工事の積算に必要な工事費の一部について見積書を求める工事である。

2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　九州地方整備局における機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成10年度以降に、元請けとして次に掲げるア）又はイ）の要件を満たす同種工事を製作し据付した工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
ア）設計水深25m以上のダム用放流管（発電用取水管含む）であること。
イ）設計水深25m以上のダム用取水設備（円形多段式ゲート）であること。
「製作し据付した」とは、自社工場でダム用放流管若しくはダム用取水設備全体のシステム設計及び主要機器である管胴若しくは扉体の製作を行い、設備全体を施工した場合とする。
但し、共同企業体にあっては、すべての構成員が上記ア）又はイ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。
なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
なお、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。